

## 相続税の総額

### 【相続税の総額の計算】

次のようになります。

#### 課税遺産総額 (A)

＝課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額

法定相続分に応ずる各法定相続人の取得金額 (B)

＝課税遺産総額 (A) × 各法定相続人の法定相続分

算出税額 (C)

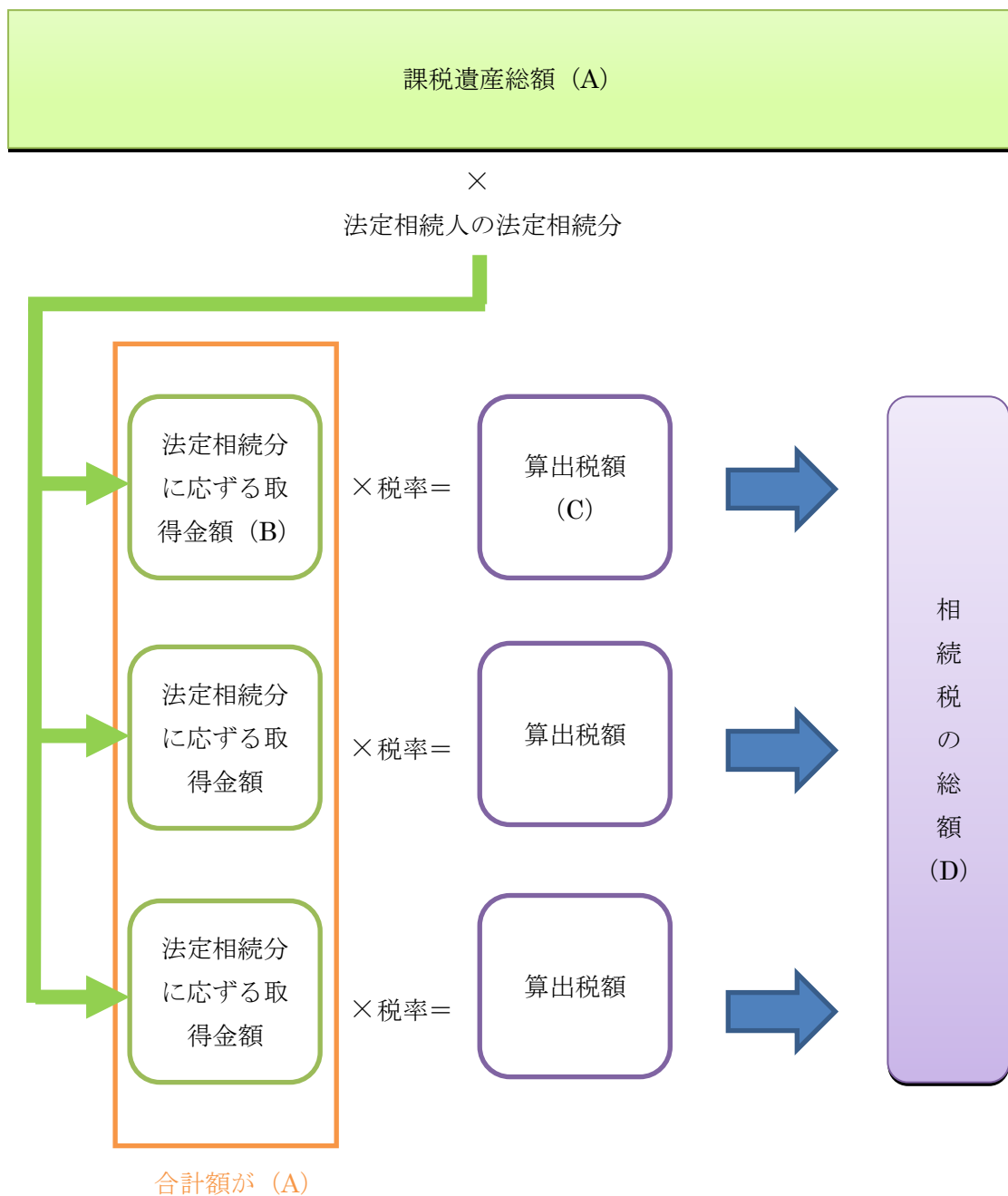
＝法定相続分に応ずる各法定相続人の取得金額 (B) × 税率

#### 相続税の総額 (D)

＝各人の算出税額 (C) の合計額

ポイントは、法定相続人が法定相続分とおりに遺産分割したものととして算出した各人の相続税を合計して相続税の総額 (D) を求める点にあります。

図解すると、以下のようになります。



税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈については、相続税率が次のように改正されました。

現行			改正		
課税標準	税率	控除額	課税標準	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	—	1,000 万円以下	10%	—
3,000 万円以下	15%	50 万	3,000 万円以下	15%	50 万
5,000 万円以下	20%	200 万	5,000 万円以下	20%	200 万
1 億円以下	30%	700 万	1 億円以下	30%	700 万
3 億円以下	40%	1,700 万	2 億円以下	40%	1,700 万
3 億円超	50%	4,700 万	3 億円以下	45%	2,700 万
			6 億円以下	50%	4,200 万
			6 億円超	55%	7,200 万

#### 【遺産に係る基礎控除】

相続税額の計算に当たっては、正味の遺産額から遺産に係る基礎控除額を差し引きます。この場合の遺産に係る基礎控除額は、次の算式によります。

#### 遺産に係る基礎控除額

$$=5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈については、遺産に係る基礎控除額は、次のように引き下げられました。

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

(注1)

相続人の数は、被相続人の民法第5編第2章(相続人)の定めによります。ただし、被相続人に養子がある場合には一定の数の相続人となります。

また、相続の放棄があった場合には、放棄がなかったものとした場合における相続人の数をいいます(相続税法第15条)。

(注2)

養子がいる場合の相続人の数は、次によります(相続税法第15条第2項)。

イ 被相続人に実子がある場合、又は被相続人に実子がなく養子の数が1人である場合には1人

ロ 被相続人に実子がなく養子の数が2人以上である場合には2人

(注3)

養子のうち、次に該当する者は実子とみなされます(相続税法第15条第3項、相続税法施行令第3条の2)。

イ 特別養子縁組により養子となった者

ロ 被相続人の配偶者の実施で被相続人の養子となった者

ハ 被相続人とその被相続人との婚姻前に被相続人の配偶者の特別養子縁組により養子となった者で、婚姻後に被相続人の養子となった者

ニ 実子若しくは養子又はその直系卑属が相続開始前に死亡し、又は相続権を失ったため相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)となったその者の直系卑属